えひめ結婚支援センターデジタルマーケティング業務 企画提案募集実施要領

愛媛県では、少子化の主たる原因である未婚化・晩婚化の解消を図るため、えひめ結婚支援センターを開設し、結婚支援イベントの開催や個別のお引合せ(お見合い事業)等を通じて、結婚を望む男女に出会いの場を提供しています。居住エリアにとらわれない結婚支援や、サポーターによる支援体制といったセンターの強みを、デジタルマーケティングの手法を活用して、効果的に情報発信を行い、えひめ結婚支援センターへの新規会員登録の促進及び婚活への参加促進を図ることとしております。

つきましては、本事業を効率的・効果的に行うため、デジタルマーケティングを実施する民間企業、NPO法人、その他の団体(以下、民間団体等という。)をプロポーザルにより募集します。

1 事業概要

- (1) 名称 えひめ結婚支援センターデジタルマーケティング業務
- (2) 内容 別添「業務仕様書」のとおり。
- (3) 期間 契約締結の日から令和7年3月24日

2 委託見積上限金額

- 9,240,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- ※金額は、契約期間その他要因により変動することがある。

3 参加者の資格に関する要件

この企画提案に参加するためには、次の要件をすべて満たしていること。

- (1)参加者の資格要件
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
 - イ 愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要 綱による入札参加資格の停止の期間中でないこと。
 - ウ 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
 - エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
 - オ 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者ではないこと。
 - カ プライバシーマーク、ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム)又はこれらと同等の個人情報保護に関する体制が整備されていると認められること。
 - キ 過去3年間に国や地方自治体等が発注する類似・関連事業の委託 実績を有していること。

(2) 共同企業体での参加

複数で共同企業体(以下「JV」という。)を組織し、本企画提案に参加できるものとする。

ただし、JV の全ての構成員は、3(1)ア〜キの資格要件を満たし、代表者もしくは構成員のいずれかに3(1)キの資格要件を満たしている者が含まれていること。

なお、JVの構成員である者は、単独で本企画提案に参加することはできないものとする。

4 スケジュール(予定)

内容	期間	注意事項
公募開始、実施要 領等の公開	令和6年4月10日(水)	県HP上で公開。
参加申込書及び 質問書受付期間	令和6年4月10日(水)~4月 22日(月)	
質問回答	令和6年4月26日(金)	6に記載のとおり。
企画提案書等の 提出	令和6年5月13日(月)	5に記載のとおり。
一次審査結果の 通知	令和6年5月中旬	7に記載のとお り。
二次審査	令和6年5月下旬	7に記載のとお り。
最終選定結果の 通知	令和6年5月下旬	

5 企画提案の募集手続

企画提案参加を希望するものは、必要書類等をそれぞれの提出期限までに愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室へ提出することとする。

【提出書類】

- (1)参加申込書(様式1) 1部
- (2) 委託業務共同企業体参加資格者誓約書(様式2) 1部
 - ※委託業務共同企業体として参加する場合は提出すること。 ただし、委託業務共同企業体協定書は契約締結時に提出して差支えない。協定書例を参照すること。
- (3) 会社概要書(様式3) 7部
 - ※女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援の推進に関する取組がわかる資料等を添付すること。
- (4) 受託実績報告書(様式4) 7部

- (5) 企画提案書 7部
- ※詳細は「7 企画提案書について」のとおり。
- (6) 参考見積書(7部)
 - ※見積金額は税抜で記載し、内訳を記載し、代表者印を押印すること。
 - ※見積上限金額 9,240,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)を 超えないこと。

【提出期限】

- (1) の書類: 令和6年4月22日(月)
- (2)~(6)の書類:令和6年5月13日(月)

【提出方法】

持参または郵送(締切日必着)により提出すること。 ただし、参加申込書は FAX 又は電子メールでの提出とする。

【提出先】

愛媛県保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課 少子化対策・男女参画室 企画グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

Tel: 089-912-2413 (直通) Fax: 089-912-2409

E-mail: shoushikadanjo@pref.ehime.lg.jp

6 質問及び回答方法等について

質問受付期間内に、質問書(様式5)に記載の上、下記のメールアドレス宛てに提出すること。電話、FAX等その他の方法では受付けない。

質問及び回答については参加申込書の提出があった全ての者に対し、 参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問 又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについ ては、質問者に対してのみ回答する。

なお、提案書の記載内容や審査基準に関する質問、他の参加申込者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問、受付期間以外の質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるので、いかなる理由があっても回答しない。

質問メールの件名 「えひめ結婚支援センターデジタルマーケティング業務プロポーザル質問書(業者名)」

E-mail: shoushikadanjo@pref.ehime.lg.jp

7 企画提案書について

- (1) 書式等
 - ア 用紙サイズはA4版を基本とし、縦横どちらでも可。
 - イ 企画提案書は紙媒体で7部提出すること。

- ウ 企画提案書のページ数に制限はないが、15分以内で説明できる 内容にすること。
- エ 散逸しないような形で綴ること。

(2) 記載内容

提案書に記載する内容は以下の項目について記載し、提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真などを使用しても構わない。

ただし、すべてプレゼンテーションで提案内容を説明すること。

- ア ターゲットに関する仮説立案等の具体的な提案と考え方
- イ 広告のイメージ、利用媒体とその選定理由、配信方法、スケジュール、オウンドメディア等の具体的な提案と考え方
- ウ 業務の実施体制、スタッフの配置等の考え方
- エ 数値目標及び事業の効果の把握手法と考え方
- (3) 留意事項
 - ア
 専門用語には注釈を付けるなど、わかりやすい表現とすること。
- イ 企画提案書の提出は、1者につき1案とすること。
- ウ プロポーザルは契約候補者の特定を目的に実施するもので、契 約後の業務において、必ずしも提案内容に沿った事業を実施する ものではありません。
- (4) 企画提案書作成に係る参考資料
- ア 参加申込書提出後、企画提案書提出期日までの期間、えひめ結婚 支援センターWebサイトのGoogleアナリティクスの閲覧権限を 付与します。
- イ 閲覧権限を付与するため、参加申込書の提出の際に、権限の付与を行う Google アカウントを電子メール又は FAX に記載すること。
- ウ これら資料の一部およびすべての内容について、企画提案書作 成以外の目的での利用と複製、転載を行うことを禁止する。

8 委託事業者の選定及び評価方法

(1) 選定方法

県が設置する審査会において、審査委員が(別紙)企画提案書審査 基準に基づいて、審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配 慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の最も優れた企画を 提案した者を委託候補者として選定します。

(2) - 次審査について

書類審査を実施します。応募者多数(6者以上)の場合は提出書類による審査を行い、通過した者のみ、二次審査を実施します。

(3) 二次審査について

一次審査を通過した者についてプレゼンテーションによる審査を 実施します。なお、応募者が1者のみの場合は、プレゼンテーション による審査は実施せず、提出書類による審査を実施します。

- ① 実施日:令和6年5月下旬(予定)
- ② 実施場所:県庁(予定)
- ③ プレゼンテーションの所要時間(1提案者あたり): プレゼンテーション 15分以内 審査実施者からの質疑 15分程度
- ④ 注意事項:
- 説明は提出期限までに提出した企画提案書により行うものとし、プレゼンテーションでの新たな資料提出や配布は認めません。
- 各参加者の開始時間は、後日通知します。
- プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり3名までとします。
- プロジェクター及びスクリーン、パソコンは県で用意します。他に必要な機材は、提案者が用意するとともに、事前に県(子育て支援課少子化対策・男女参画室)まで連絡してください。
- プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できません。
- 指定時間に10分以上遅れた場合は、審査対象としません。
- 指定時間に遅刻(10分末満)した参加者のプレゼンテーション の所要時間の延長は認めません。
- 審査に当たり、次の期間内に個別に提案内容の確認を行うことがあります。
 - ア 期間 一次および二次審査の前日まで
 - イ 方法 参加申込書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。

(4) 委託候補者の決定

審査の結果、総評価点が最高点の者(基準点(6割)以上の場合に限る。)を委託候補者とします。

最高点の者が複数いる場合は、委員の協議によって決定します。 応募者が1者のみの場合は、基準点(6割)を満たすときに限り、 最優秀提案者とします。

なお、基準点(6割)を満たすものがない場合は、再度公募します。

(5) 審査結果の通知及び公表

委託候補者決定後、速やかに各提案者に文書にて通知するとともに、 愛媛県ホームページに以下の項目を公表します。

① 委託候補者の名称及び評価点 ② 委託候補者の選定理由

8 委託契約について

委託候補者と条件等を協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結します。協議が整わなかった場合、もしくは委託候補者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議することとします。

また、企画提案の内容については、委託候補者の提案に拘束される ものではなく、より事業の効果を上げるため、協議による変更を求め ることがあります。

9 失格要件

次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合。
- (2) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合。
- (3) その他この書面に示された条件に適合しなかった場合。

10 その他

- (1) 提出書類等は返却しない。
- (2) 提出書類の作成、プレゼンテーションに係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。

11 問合せ先

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課 少子化対策・男女参画室 企画グループ (担当者 宇都宮) 〒790-8570

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

Tel: 089-912-2413 (直通) Fax: 089-912-2409

E-mail: shoushikadanjo@pref.ehime.lg.jp

(別紙) 企画提案書審查基準

① 一次審査の評価項目(以下の視点により総合的に評価。)

審査の項目	審査の視点	
応募者の実績	国や自治体等が発注する類似・関連事業の受託実績があるか。	5
応募者の男女共同 参画推進に向けた 取り組み状況	女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援の推進に取り組んでいること。	5
業務の実施体制	業務実施体制及び業務責任者、その他当該業務に従事する者の役割が明らかにされ、事業遂行能力が十分あると認められるか。	10
合計		20

② 二次審査の評価項目 (以下の視点により総合的に評価。)

審査の項目	審査の視点	配点
応募者の実績	一次審査の評価項目と同じ。	5
応募者の男女共同 参画推進に向けた 取り組み状況	一次審査の評価項目と同じ。	5
業務の実施体制	一次審査の評価項目と同じ。	10
基本的な考え方	事業目的と期待する効果を理解し、その実現に有効なコンセプトとなっているか。	10
経費の積算	業務目的、内容を踏まえた適切な経費が計上されているか。	10
企画提案書の	具体的かつ、期間内での実現可能性がある提案となっているか。	10
内容	ターゲット層に効果的にPRできる広報活動になっているか。	10
	提案内容について、目標指標を設定し、達成する計画となっているか。	10
	事業効果を把握するための、具体的な効果検証スキームが提示できているか。	10
	効果を高めたりするための独自発想や提案が盛り込まれている か。	10
	短期的な取り組みに留まらず、結婚支援施策の推進において、デジタルマーケティングの手法を活用する取組みの確立に繋がる提案であるか。	10
合計		100

参加申込書

次の業務について、プロポーザル(企画提案)に参加を申し込みます。 なお、企画提案募集実施要領3「参加者の資格に関する要件」に掲げる 条件を全て満たすこと、及びこの申込書及び関係書類の内容については、 事実と相違ないことを誓約します。

業務名

えひめ結婚支援センターデジタルマーケティング業務

令和 年 月 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

住所又は所在地

称号又は名称

代表者職氏名

電話番号及び FAX

E-mail

委託業務共同企業体参加資格者誓約書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

共同企業体の名称

構成員 住 所 (代表者)

商号又は名称

代表者 印

構成員 住 所

商号又は名称

代表者 印

(以下、構成員列記)

このたび、えひめ結婚支援センターデジタルマーケティング業務の受託 に係る共同提案に参加するため、委託業務共同企業体を結成しました。

えひめ結婚支援センターデジタルマーケティング業務について、契約書に定められた解散日までの間、別紙委任事項の権限を当共同企業体代表者に委任します。

使用印は別紙のとおりです。

なお、業務受託に際しては、連帯して行うものとし、委託業務共同企業 体協定書を提出します。

これらの事項は、事実と相違ないことを誓約します。

委 任 事 項

- 1 えひめ結婚支援センターデジタルマーケティング業務に関し、当共同企業体を代表して委託者である愛媛県と折衝する権限
- 2 入札及び見積りに関する一切の権限
- 3 委託業務代金及び前払金の請求・受領に関する一切の権限
- 4 その他業務に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

(参考)協定書例

委託業務共同企業体協定書

(目的)

- 第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。
- (1)愛媛県発注に係るえひめ結婚支援センターデジタルマーケティング 業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」と いう。)の受託
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、えひめ結婚支援センターデジタルマーケティング グ業務共同企業体(以下「共同企業体」という。)と称する。

(事務所の住所)

第3条 共同企業体は、事務所を愛媛県 市町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 共同企業体は、 年 月 日に成立し、第1条に規定する業務の 委託契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。
- 2 共同企業体は、第1条に規定する業務を受託することができなかった ときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託業務が締結され た日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

代 表 者

住 所

商号又は名称

代 表 者

(以下構成員を列記)

(代表者の氏名)

第6条 共同企業体は、

を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同企業体の代表者は、第1条に規定する業務の履行に関し、共同企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号または名称 % 商号または名称 % (以下構成員を列記) %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に 規定する業務に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定 し、業務の完遂にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する業務の委託契約の履行に関し、 連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同企業体の取引金融機関は、 銀行 支店とし、共同企業体の代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引をするものとする。

(決算)

第12条 共同企業体は、第1条に規定する業務の完了後、当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、共同企業 体が第1条に規定する業務を完了する日までは脱退することができな い。
- 2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある 場合においては、残存構成員が共同連帯して第1条に規定する業務を完 成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、 決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成 員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還する ものとする。
- 5 決算の結果利益を生じても、脱退構成員への利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第17条 共同企業体は、構成員のうちいずれかが、第1条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが、第1条に規定する業務途中において 破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規 定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 共同企業体の代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 共同企業体が解散した後においても、第1条に規定する業務に つき、かしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるも のとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

外 社は、上記のとおり、えひめ結婚支援センターデジタルマーケティング業務共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、発注者に提出するほか、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

住 所商号又は名称代 表 者印住 所商号又は名称代 表 者印

会 社 概 要 書

提案	名称			連絡	所属
者				担当	役職•氏名
	所在地			者	電話番号
					FAX
	ホ −∆∧° −;	シ゛アト゛ レス			E-mail
		T			
設立	[年月			資本 	金(円)
年間売上 金(円)		従 業 員 数 (人)			
亚(口)					
	i ・ 支 営業所				直会社又 3力会社
等				, , ,	
^ ±	±				
色•	生の特 認証取				
得等例)	iso,				
	イハ゛シーマ				
	当する - ビス	住所			
拠点	į	名称			

[※]共同企業体の場合は、構成員全員が作成すること。

[※]女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援の推進に取り組んでいることがわかる資料等を添付すること。

受託実績報告書

令和 年 月 日

過去の類似・関連事業の受託実績を以下のとおり報告します。

事業名	契約概要	発注者	契約日 契約金額

- 1 公募開始の日から過去3年間の実績を記入のこと。
- 2 国や地方公共団体等の実施がある場合は優先的に記載のこと。
- 3 5件以上ある場合は、契約金額の大きいものから上位5つを記載のこと。

質 問 書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者・団体名 代表者職氏名 担当者職氏名 電話番号 回答送付先 E-mail

えひめ結婚支援センターデジタルマーケティング業務企画提案募集実施要領について、以下のとおり質問します。

番号	実施要領 (頁•番号)	質問内容
1		
2		